

16 地域分断

16-1 地域社会への影響について

① 自治会の状況と影響

自治会の状況は、「評価書 図 8-3-8-1」に示すとおりである。

特に、谷戸自治会においては、移転が必要となる住戸数が相当数存在し、自治会活動に一定の影響が生じると考えられるが、行政及び地元自治会と協議・調整を行いながら計画を進めていく。

② 通学路の状況と影響

通学路の状況は、「評価書 図 8-3-8-2」に示すとおりである。車両基地計画地内に通学路は存在するが、既存道路機能の確保により、経路として通学路の機能は確保されると考えている。

③ 地域の祭祀の状況と影響

県指定無形民俗文化財に指定されている鳥屋の獅子舞は、毎年 8 月の第 2 土曜日に鳥屋諏訪神社の例祭で奉納されるが、鳥屋諏訪神社は車両基地計画地内にはない。さらに、鳥屋諏訪神社に至る鳥屋の獅子舞・祭礼コースは図 16-1-1 に示すとおり、車両基地計画地内にはない。従って、地域の祭祀への影響はないと考えている。

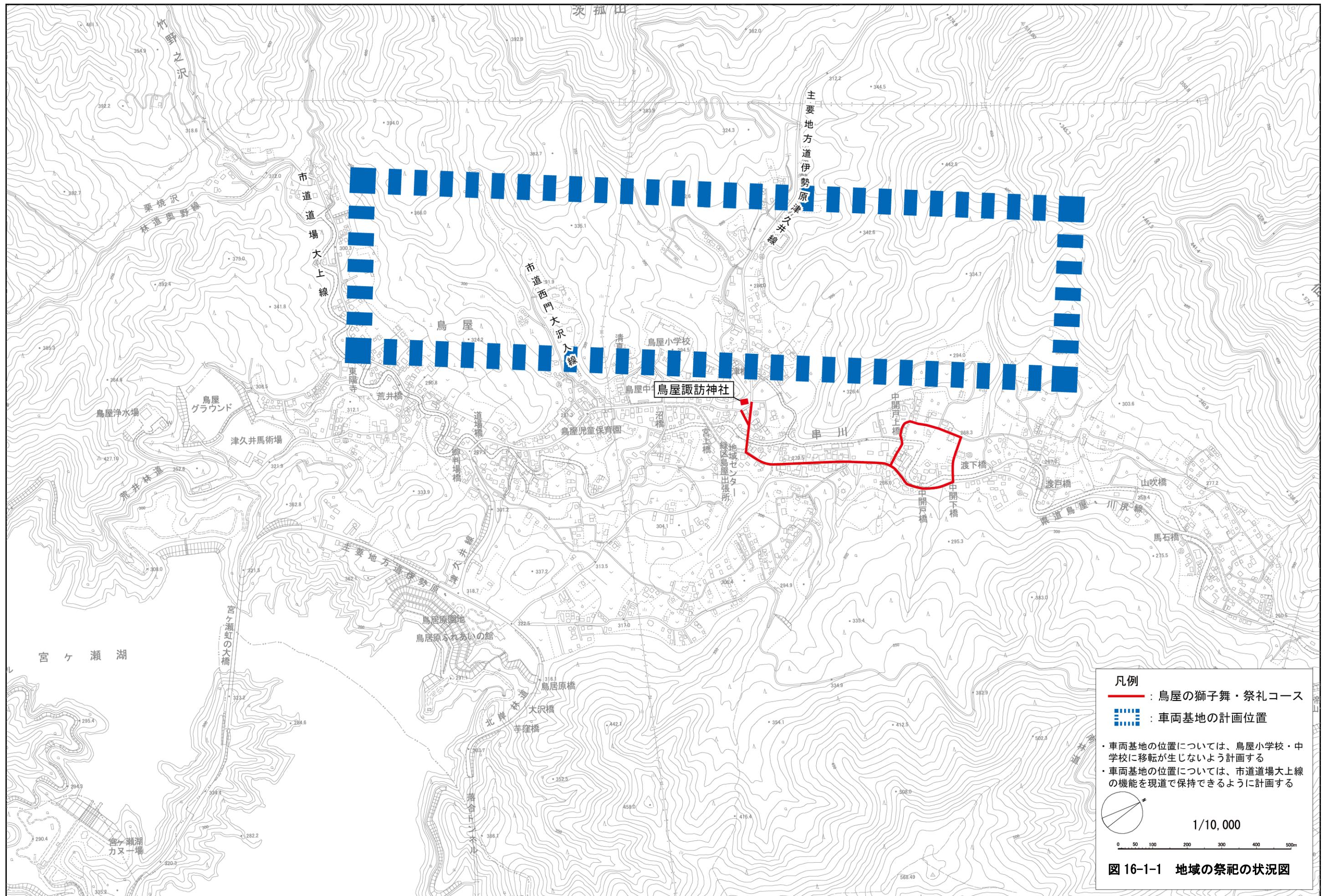
④ 農地の状況と影響

車両基地計画地内には、約 16.4 ヘクタールの農地があり、その土地の所有者は約 130 名である。また、車両基地計画地外にも農地は相当数存在する。既存道路の確保により、これら農地への移動経路は確保されると考えている。

⑤ 宅地等の状況と影響

車両基地計画地内には、約 90 戸の住居、3 箇所の工場、6 箇所の事務所がある。その他、学習塾、介護施設が各 1 箇所あるが、店舗はない。鳥屋小学校・中学校については移転が生じないよう車両基地を計画する。

今後検討を進めて車両基地の計画を決定するため、環境影響評価における対象事業実施区域は広めに設定しており、「評価書 8-3-8 地域分断」及び図 16-1-1 にて図示した「車両基地の計画位置」内における全ての住居等が移転の対象になるわけではない。今後、詳細な計画の決定にあたっては、生活圏や地域文化への影響を最小限にしていくよう努めていく。また、移転に際しては地権者の方の意向を伺い、自治体にもご協力をいただきながら、地域の計画と整合を取っていくよう努めていく。



16-2 既存道路機能の確保について

主要地方道伊勢原津久井線の道路機能を確保するため切り回す道路については、関東車両基地の標高が現道よりも高くなる計画であることから、ボックスカルバート構造を考えている。道路切り回しの工事中は、現道を廃止せず現道の機能を保持したまま工事を行い、切り換えのタイミングなど道路を通行止めしなければならない場合には、通行車両の少ない夜間時間帯に設定する等の措置を講じ、道路機能になるべく影響が生じないよう努める。

関東車両基地工事中の安全対策としては、工事用車両の運行に関し、交通誘導員を配置する、工事用車両の運行時間は通学時間帯を避ける等の対策を行っていく計画である。

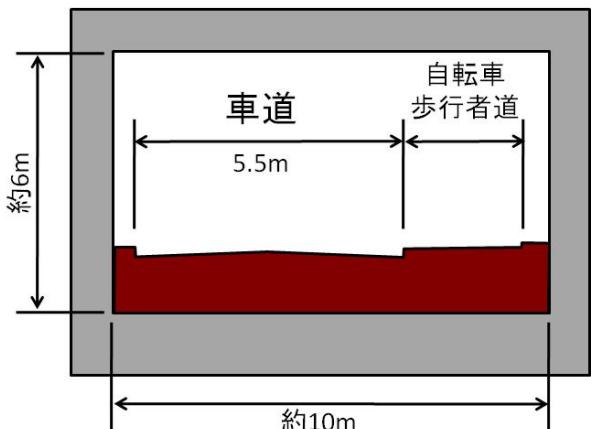
このため、地域住民の日常的な交通経路については、基本的に既存道路機能が確保されるうえ、通勤・通学に対し大きな影響は生じることはないと考えている。

なお、主要地方道伊勢原津久井線は現況交通量から第3種第4級相当と想定し、切り回す道路を計画していく。これにより、切り回す道路は5.5m程度の幅員を確保することとなり、現道4.4mに対し十分な道路幅員となる。また、歩道はマウンドアップとする、トンネル内には十分な照明設備を設ける等、安全面に十分配慮して計画していく。

現道の状況を図16-2-1に、切り回し道路断面図（計画案）を図16-2-2に示す。



図 16-2-1 現道の状況



※この図は、当社作成のイメージ図であり、今後道路管理者との協議により決定されるため、変更する可能性があります。

図 16-2-2 切り回し道路断面図（計画案）